

学校いじめ防止基本方針

尾張旭市立旭中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を、現在のみならず将来にわたって与える可能性がある許されない行為である。また、いじめられた生徒は全力で守られ、また、いじめた生徒は人として正しい生き方ができるように導かれなければならない。

これらの基本的な考えを基にして、本校の教職員が日頃から全校生徒の理解に努めるとともに、学校生活の様々な場面を通して、小さな予兆を見逃さないよう生徒に関わっていく。そして、日頃から教職員間の情報交換を密に行い、学校全体で組織的にいじめの防止や対応を図っていく。また、学校行事や生徒会活動などで、豊かな心を育むことができる場面・活動を意図的に取り入れる。そのような場面・活動を通して、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることが大切である。そうした中で、自己肯定感と自己有用感を育み、仲間と共に意欲的に人間関係を築くことができるように魅力ある学校づくりを進める。

※ 自己肯定感・・・自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のことである。これが高まると自分に自信がもて、自分以外の人を受け入れ、支え合えるようになる。
自己有用感・・・他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のことである。

2 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策組織として、「校内いじめ・不登校対策委員会」を設置し、小さな予兆や懸念、生徒からの訴えなどの情報を共有することで一人一人を多くの目で見守るようにする。特定の教職員が抱え込むことのないように、それぞれの事案には組織として対応する。

この委員会は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、該当学級担任、特別支援コーディネーターで構成し、必要に応じて、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA役員等と連携して対応する。

「校内いじめ・不登校対策委員会」の役割は、以下の通りである。

- (1) いじめアンケートや教育相談結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- (2) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発をするため、随時、学年だより、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果を発信する。
- (3) いじめ防止の取組の実施と進捗状況の確認をするため、学校評価アンケートにより、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- (4) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。また、いじめへの対応については、「校内いじめ・不登校対策委員会」で検討し、迅速かつ効果的に対応する。重大事態に対しては、「4 重大事態への対応」によって対応する。
- (5) 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

※ いじめが解消している状態とは、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が、被害者や保護者との面談で、相当の期間（約3か月）継続して心身の苦痛を感じていないと確認できた状態をいう。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

- (1) いじめの未然防止の取組

ア いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを体系的・計画的に進める。

イ 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、安心して共に成長していく学級づくりを進める。

- ウ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む。
- エ 道徳教育・人権教育・健康教育の充実を図る。
- オ 命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図るため、人との関わりを豊かにする「夢と絆の講演会」や体験活動を推進する。
- カ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットを通じていじめの加害者、被害者とならないように、保護者とも連携して継続的に指導する。
- キ 道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめ問題について考え議論する活動や相談箱の設置等の主体的な活動を推進する。

(2) いじめの積極的認知・早期発見の取組

- ア 教職員が日々「いじめチェックリスト」を活用したり、いじめアンケート（記名式：各学期1回、無記名式：年1回）や定期教育相談（各学期1回）を実施したり、また、地域や保護者の情報を収集したりして、いじめの早期発見に努める。
- イ 欠席理由が不明確な生徒は、いじめの内因を疑い、速やかにいじめの有無を確認する。
- ウ 教職員と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー、また養護教諭との連携を密にし、いじめに関する情報を迅速に得られる体制を整える。また、いじめ相談電話（こころの電話）や愛知県総合教育センターの一般教育相談等、専門家や外部の相談機関とも連携する。
- オ けんかやふざけあいであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「校内いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 直ちに被害生徒の安全を徹底して確保するとともに、いじめが解決している状態に至った場合でも、当該いじめの被害生徒および加害生徒を注意深く観察するなど再発防止に努める。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 一部の教員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的な対応を行う。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家と協力したり、教育委員会や警察等関係機関と連携したりして対応する。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、二度といじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、「人権に関する集会」「サイバー犯罪防止教室」など、必要に応じて警察署や法務局等と連携して行う。

4 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態を指す。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内いじめ対策特別委員会」を設置し、事案に応じて適切な専門家を加えて対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 生徒または保護者からの申し立てに対し、重大事態の可能性に留意し、適切な調査を行う。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する研修を行い、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質の向上に努める。
- (2) 日々の指導に加え、長期休業前と後に指導を行い、休業中もいじめ防止に取り組む。

補足

- (1) 年度始めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、共通理解と意識啓発を図る。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。

【重大事態対応フロー図】

